

「取引所外国為替証拠金取引説明書 兼 リスク説明書」新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

新	旧
<p>大阪証券取引所の取引所外国為替証拠金取引（以下、「取引所FX取引」といいます。）をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。</p> <p>取引所FX取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。取引所FX取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。</p> <p>取引所FX取引の仕組みについて</p> <p>☆益金に係る税金</p> <p>個人が行った取引所FX取引で発生した益金(手仕舞いで発生した売買差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。<u>その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</u></p> <p>法人が行った取引所FX取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に参入されません。</p> <p>金融商品取引業者は、顧客の取引所FX取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p> <p>この説明書は、 平成24年1月1日から施行します。</p>	<p>株式会社大阪証券取引所の取引所為替証拠金取引（以下、「取引所FX取引」といいます。）をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。</p> <p>取引所FX取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。取引所FX取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。</p> <p>取引所FX取引の仕組みについて</p> <p>☆益金に係る税金</p> <p>個人が行った取引所FX取引で発生した益金(手仕舞いで発生した売買差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。</p> <p>法人が行った取引所FX取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に参入されません。</p> <p>金融商品取引業者は、顧客に取引所FX取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p>

取引所外国為替証拠金取引説明書 兼 リスク説明書

(大阪証券取引所)

平成 24 年 1 月

社団法人 金融先物取引業協会

岩井証券株式会社

近畿財務局長（金商）第 335 号

取引所外国為替証拠金取引（大阪証券取引所）に係るご注意

○本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。

○ 本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

○ お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

※上記連絡先は弊社のHP（<http://www.iwaisec.co.jp/>）にも掲載しております。

（注）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

大阪証券取引所の取引所外国為替証拠金取引（以下、「取引所 FX 取引」といいます。）をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。

取引所 FX 取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。取引所 FX 取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目 次

取引所 FX 取引のリスク等重要事項について	1
取引所 FX 取引の仕組みについて	2
・ 取引の方法	2
・ 証拠金	3
・ 取引規制	4
・ 益金に係る税金	5
金融商品取引業者への取引の委託の手続きについて	6
金融商品取引業者の概要及び苦情受付窓口・苦情処理・紛争解決について	9
取引所 FX 取引及びその委託に関する主要な用語	10
金融商品販売法に係る重要事項のご説明	12

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき顧客に交付する書面で、株式会社大阪証券取引所において行われる取引所 FX 取引（愛称を「大証 FX」といいます。）について説明します。

取引所F×取引のリスク等重要事項について

取引所F×取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受け取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額がその取引について顧客が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

相場状況の急変により、売り気配と買い気配のスプレッド幅が広くなったり、意図したとおりの取引ができない可能性があります。

取引システムもしくは取引所、金融商品取引業者及び顧客を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

注文が執行されたときは、委託手数料を徴収します。詳しくは、別紙をご参照下さい。

お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

取引所F×取引の仕組みについて

株式会社大阪証券取引所における取引所F×取引は、同取引所が定める規則に基づいて行います。

金融商品取引業者による取引所F×取引の受託業務は、これらの規則（同取引所の決定事項及び慣行を含みます。以下同じ。）に従うとともに、金融商品取引法その他の関係法令及び社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

☆取引の方法

株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」といいます。）においては、取引所F×取引として、8種類の対円金融指標及び3種類の非対円金融指標が取引されます。

対円金融指標及び非対円金融指標の通貨組合せ、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、次の表の通りです。

通貨組合せ	取引単位	呼び値の最小変動幅
米ドルー円	10,000 米ドル	0.01 (100 円)
ユーロー円	10,000 ユーロ	0.01 (100 円)
英ポンドー円	10,000 ポンド	0.01 (100 円)
豪ドルー円	10,000 豪ドル	0.01 (100 円)
スイスフランー円	10,000 スイスフラン	0.01 (100 円)
カナダドルー円	10,000 カナダドル	0.01 (100 円)
NZ ドルー円	10,000NZ ドル	0.01 (100 円)
南アランドー円	100,000 南アランド	0.01 (1000 円)
ユーロー米ドル	10,000 ユーロ	0.0001 (1 米ドル)
英ポンドー米ドル	10,000 ポンド	0.0001 (1 米ドル)
豪ドルー米ドル	10000 豪ドル	0.0001 (1 米ドル)

その取引の仕組みは各通貨組合せとも共通で、次のとおりです。

- a.各取引日の立会終了までに転売又は買戻しが行われなかった建玉は、当該立会終了時に消滅し、同時に、翌取引日を限日とすることを除き消滅した建玉と同じ内容を有する建玉が新たに発生するものとします。この場合における建玉の消滅及び発生をロールオーバーといい、転売若しくは買戻し又はロールオーバーにより建玉が消滅する取引を限日取引といいます。
- b.ロールオーバーがなされた場合に、組合せ通貨間の金利を比較して差が生じているときは、金利差相当額（スワップポイント）が発生します。

- c.建玉の決済方法は、転売又は買戻しによる差金決済とします。
- d.決済日は、取引が終了する日の翌日を原則とします。ただし、取引が終了する日又は取引が終了する日の翌日が日本の銀行の休業日にあたる場合には、順次繰り延べられます。

☆証拠金

(1) 証拠金の計算方法

①必要証拠金額（証拠金所要額）

必要証拠金額（証拠金所要額）は、同一通貨の組合せで売建玉と買建玉のうち、数量の多い方の建玉に対して基準額を掛けた額とします。

基準額は、取引所が計算する証拠金基準額をもとに金融商品取引業者が定めます。

②有効証拠金額（受入証拠金）

顧客から証拠金として差し入れられた金銭の額に、建玉の評価損益などの現金授受予定額を加算又は減算した金額を有効証拠金額（受入証拠金額）といいます。

※現金授受予定額とは、計算上の損益額及び決済による損益額のうち顧客との間で授受を終了していない金銭の合計額から、金融商品取引業者が必要と認める手数料を差し引いた額をいいます。

※計算上の損益額とは、取引所が定める清算数値及びスワップポイント基準額により計算した評価損益額から計算上の利益の払出額を差し引いた額をいい、非対円金融指標については、米ドル建の損益を「米ドル 円取引」の清算数値で円価額に換算します。

(2) 証拠金の差入れ

顧客は、必要証拠金額以上の証拠金を金融商品取引業者に差入れなければなりません。

また、金融商品取引業者に取引所F X取引を委託する際には、あらかじめ金融商品取引業者が定める額以上の額の証拠金の差入れを求められることがあります。

※「差入れ」は金融商品取引業者が顧客から受け入れた証拠金を取引所に直接預託することをいいます。(7) 証拠金の管理参照

(3) 証拠金の維持及び追加差入れ

顧客は、証拠金不足額又は現金不足額が生じた場合には、いずれか大きい額以上の額を不足額が生じた日の翌日（休業日の場合は繰り延べます。）までの金融商品取引業者が指定する日時までに、証拠金として金融商品取引業者に差入れなければなりません。

※証拠金不足額とは、証拠金預託額が必要証拠金額を下回っている場合の不足額をいいます。

※現金不足額とは、顧客が証拠金として差入れている金銭の額が顧客の現金支払い予定額（現金授受予定額のうち顧客が支払うべき金額）を下回っている場合の不足額をいいます。

(4) 証拠金の引出し

証拠金預託額が必要証拠金額を上回る場合は、その上回る額を限度として、金銭を引き出すことができます。ただし、金銭は現金超過額とのいずれか小さい金額を限度とします。

※現金超過額とは、顧客が証拠金として差入れている金銭の額が顧客の現金支払予定額を上回っている場合の超過額をいいます。

(5) ロスカットの取扱い

金融商品取引業者は、顧客の損失が証拠金預託額に対し所定の割合に達した場合、損失の拡大を防ぐため、顧客の計算において転売又は買戻し（ロスカット）を行うことができます（ロスカットルール）。ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

(6) 証拠金を所定の日時までに差し入れない場合の取扱い

顧客が金融商品取引業者から請求された証拠金を所定の日時までに差し入れなかった場合には、金融商品取引業者は、当該取引所F×取引を決済するため、任意に、顧客の計算において転売又は買戻しを行うことができます。（顧客が取引所F×取引に関し、金融商品取引業者に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。）ただし、相場が急激に変動した場合には、上記転売又は買戻しを行った際に証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

(7) 証拠金の管理

金融商品取引業者は、原則として、顧客が差し入れた証拠金をそのまま取引所に預託し、取引所が証拠金を管理します。

(8) 証拠金の返還

金融商品取引業者は、顧客が取引所F×取引について決済を行った後に、差入れた証拠金に決済差金を加算又は減算した額から顧客の金融商品取引業者に対する債務額を控除した後の金銭の返還を請求したときは、原則として遅滞なく返還します。

(9) その他

金融商品取引業者が取引所F×取引の委託の取次ぎを行う場合の証拠金の取扱いについても、上記の取扱いに準じます。証拠金の取扱いについて、詳しくは金融商品取引業者にお尋ね下さい。

顧客は、金融商品取引業者が顧客の証拠金預託額について取引所に報告した日から取引所が定める日までの間、取引所の専用ウェブサイトから顧客自身の証拠金預託額を照会することができます。

☆取引規制

取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置がとられることがありますから、ご注意ください。

- a. 証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ
- b. 証拠金額の引上げ
- c. 証拠金の有価証券による代用制限（※）
- d. 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ（※）
- e. 取引所F×取引の制限又は禁止
- f. 建玉制限

（※）岩井証券（以下「当社」といいます。）では証拠金を有価証券等により充当することはできません。

☆益金に係る税金

個人が行った取引所F×取引で発生した益金(手仕舞いで発生した売買差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人が行った取引所F×取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に参入されます。

金融商品取引業者は、顧客の取引所F×取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

金融商品取引業者への取引の委託の手続きについて

顧客が金融商品取引業者に取引所F×取引を委託する際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、金融商品取引業者から本説明書が交付されますので、取引所F×取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行ってください。

b. 取引所F×取引口座の設定

取引所F×取引の開始にあたっては、あらかじめ金融商品取引業者に取引所F×取引口座の設定に関する約諾書の交付を受け、取引所F×取引口座を設定(※)していただきます。その際ご本人である旨の確認書類のご提示をいただくことがあります。

※当社においては、取引所F×取引口座を開設するに当たり、まずインターネット取引口座を開設いただく必要があります。

c. 媒介約諾書の差入れ

金融商品取引業者に取引所F×取引の委託の媒介を依頼する場合には、あらかじめ媒介に関する約諾書を差し入れていただきます。

(2) 証拠金の差入れ

取引所F×取引の委託注文をするときはあらかじめ、金融商品取引業者に所定の証拠金を差し入れていただくことがあります。顧客が差し入れた証拠金は、証拠金預託額に算入されます。金融商品取引業者は、証拠金を受け入れたときは、顧客に受領書を交付します。

(3) 委託注文の指示

取引所F×取引の委託注文をするときは、金融商品取引業者の取扱時間内に、次の事項を正確に金融商品取引業者に指示するか、又は金融商品取引業者が提供するシステム注文画面に正確に入力して下さい。

- a. 委託する取引対象を上場している金融商品取引所の名称（この場合は大阪証券取引所）
- b. 委託する通貨の組合せ
- c. 新規の売付取引、新規の買付取引、転売又は買戻しの別
- d. 注文数量
- e. 価格（指値、成行等）
- f. 委託注文の有効期間

g. その他顧客の指示によることとされている事項（異なる注文方法の注文をセットで行う場合等）

(4) 新規の売付取引、新規の買付取引、転売又は買戻しの指示

委託注文をするときは、新規の売付取引、新規の買付取引、転売又は買戻しの別を金融商品取引業者に指示してください。

新規の売付取引又は新規の買付取引を行うことで、同一の通貨組合せの売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建て」といいます。）となった場合には、顧客にとって、両建てを解消する際のオファー価格とビッド価格の差及び手数料を二重に負担すること、並びに預託が必要な証拠金額が転売又は買戻しとするよりも多くなることとなります。

(5) 転売又は買戻しによる建玉決済

転売又は買戻しの注文が成立したときは、金融商品取引業者が定めるところにより、既存の買建玉又は売建玉の全部又は一部が決済されます。

(6) 委託注文をした取引の成立

委託注文をした取引が成立したときは、金融商品取引業者は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書を顧客に交付します。

(7) 証拠金の維持

証拠金に不足額が生じた場合には、証拠金の追加差入れが必要になります。

(8) 委託手数料

金融商品取引業者は、顧客とあらかじめ取り決めた料率、額及び方法により委託手数料を徴収します。（別紙「委託手数料」をご参照下さい。）

(9) 消費税等の取扱い

消費税等（消費税、地方消費税）については、委託手数料とともに徴収します。

(10) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

金融商品取引業者は、取引状況をご確認いただくため、顧客から請求があった場合は取引成立のつど、顧客からの請求がない場合は四半期ごと（残高があるものの取引成立がない場合は1年ごと。以下「報告対象期間」といいます。）に顧客の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、顧客に交付します。

(11) 電磁的方法による書面の交付

金融商品取引業者による書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾する場合は、

その旨書面又は電磁的方法による承諾をして下さい。

(12) 業者の取引停止等の場合の建玉移管等の手続き

取引所の取引参加者である金融商品取引業者が支払不能等の事由により、取引所から取引停止等の処分等を受け、取引所が顧客の未決済建玉について建玉移管又は決済を行わせることとした場合の顧客による手続きの概要は、次のとおりです。

- a. 建玉移管を希望するときは、取引所の別の取引参加者である金融商品取引業者に建玉移管を申し込んで承諾を受け、当該移管先の金融商品取引業者に取引所 F X 取引口座を設定する。
- b. 建玉の決済を希望するときは、取引停止等の処分を受けた金融商品取引業者に対しその旨を指示する。

顧客が取引所の定める日時までに上記 a.又は b.の手続きを行わなかった場合には、取引所は、顧客の計算において、建玉の決済を行います。

なお、差し入れた証拠金及び決済差益は、取引所に預託されておりますので、その範囲内で取引所の定めるところにより、移管先の金融商品取引業者又は取引所から返還を受けることができます。

(13) その他

金融商品取引業者からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかにその金融商品取引業者の取扱責任者に直接ご照会下さい。

取引所 F X 取引の仕組み、取引の委託手続き等について、詳しくは金融商品取引業者にお尋ね下さい。

金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

(1) 金融商品取引業者の概要

金融商品取引業者の概要は次のとおりです。

商号等	岩井証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第335号
本店所在地	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1丁目8番16号
電話番号	06-6229-4600
加入協会	日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
資本金	30億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成22年4月

(2) 苦情受付窓口

金融商品取引業者は、顧客からの苦情を次の窓口で受け付けております。

連絡先	東京サポートセンター TEL 03-3662-7376 大阪サポートセンター TEL 06-6229-4647 E-mail : fxsp@iwisecc.co.jp
受付時間	午前8時～午後5時（土・日・祝祭日を除く）
受付方法	電話もしくはEメール

(3) 苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、金融商品取引業者及び顧客が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

URL <https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html>

東京事務所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館

大阪事務所 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル

取引所F×取引及びその委託に関する主要な用語

- ・受渡決済（うけわたしけっさい）

先物取引やオプション取引の決済期日に、原商品とその対価の授受を行う決済方法をいいます。取引所F×取引においては、受渡決済は行われません。

- ・売付取引（うりつけとりひき）・売建玉（うりたてぎよく）

一般に先物・オプションを売る取引をいいます。取引所F×取引の場合は、買い戻したときの約定数値が新規の売付取引の約定数値を下回ったときに利益が発生し、上回ったときに損失が発生することとなります。

売付取引のうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。

- ・買付取引（かいつけとりひき）・買建玉（かいたてぎよく）

一般に先物・オプションを買う取引をいいます。取引所F×取引の場合は、転売したときの約定数値が新規の買付取引の約定数値を上回ったときに利益が発生し、下回ったときに損失が発生することとなります。

買付取引のうち、決済が終了していないものを買建玉といいます。

- ・買戻し（かいもどし）

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。

- ・金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

取引所F×取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

- ・限日取引（げんにちとりひき）

各取引日ごとに、転売若しくは買戻しの対象となった建玉又は各取引日の立会終了までに転売若しくは買戻しが行われずにロールオーバーの対象となった建玉が消滅する取引を限日取引といいます。

- ・裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。

- ・差金決済（さきんけっさい）

先物取引やオプション取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受する決済方法をいいます。

- ・指値注文（さしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めずに発注して相手側の最も優先する値段の注文から順番に約定する注文を成行注文といいます。

- ・証拠金（しょうきん）

先物・オプション取引の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。

- ・スワップポイント

取引所F×取引におけるロールオーバーは、当該取引日に係る決済日から翌取引日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される計算上の数額をスワップポイントといいます。

- ・ **清算数値（せいさんすうち）**

値洗いを行うために、立会終了後に取引所が決める数値をいいます。

- ・ **立会時間（たちあいじかん）**

大阪証券取引所の取引所F×は、同取引所の定める時間帯に行います。

- ・ **追加証拠金（つかしょうこきん）**

証拠金残高が日々の相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。

- ・ **転売（てんばい）**

買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。

- ・ **特定投資家（とくていとうしか）**

取引所F×取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

- ・ **取引日（とりひきび）**

大阪証券取引所において、一営業日の立会開始時から当該立会終了時までをいいます。その日付は当該一営業日の日付によります。

- ・ **値洗い（ねあらい）**

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、取引所において決められた清算数値により評価替えする手続きをいいます。

- ・ **ヘッジ取引（ヘッジとりひき）**

現在保有しているあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場で設定する取引をいいます。

- ・ **両建て（りょうだて）**

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

- ・ **ロスカット**

顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、顧客の建玉を強制的に決済することをいいます。

- ・ **ロールオーバー**

取引所F×取引において、同一取引日中に反対売買されなかった建玉を翌取引日に繰り越すことをいいます。

金融商品販売法に係る重要事項のご説明

「金融商品の販売等に関する法律」（金融商品販売法、平成13年4月1日施行）に基づき、取引所外国為替証拠金取引における重要事項について説明いたします。

取引所外国為替証拠金取引を行うにあたっては、契約締結前交付書面等をよくお読みいただき、取引の仕組みやリスクをご認識およびご同意のうえ、投資目的、経験、知識、資産状況等に鑑み、お客さまご自身の判断と責任においてお取引いただきますようお願いいたします。

【価格変動リスク】

外国為替証拠金取引は為替レートを指標として行う取引であり、各国の政治・経済・社会情勢、金利政策、株式相場、不動産相場、商品相場等の様々な要因に伴い、為替レート（通貨交換比率）が変動することにより損失を被ることがあります。

外国為替市場には値幅制限がありませんので、損失額が多額となることも想定されます。また、取引金額がその取引についてお客さまが預託すべき証拠金の額に比して大きいため、相場の急激な変動によってはその損失が証拠金を上回ることがあります。

損失を限定することを目的とした逆指値注文において、為替レートが急激に変動することによりお客さまの意図した価格と乖離した価格で約定し、損失を被る可能性があります。

【信用状況のリスク】

お客さまの差入れた証拠金は、全額が大阪証券取引所に預託され、取引所が分別管理するため、万が一当社が破綻した場合も全額が保全されますが、証拠金の入出金のタイミングによっては、不測の損害が生じることがあります。

【金利変動リスク】

ポジションを1日以上持ち越す場合は、交換する2通貨の金利差をロールオーバー時にスワップポイントとして受け払います。お客さまが、金利の高い方の通貨の売りポジションを保有される場合、ロールオーバー時にスワップポイントの支払いが生じます。スワップポイントは、取引対象であるそれぞれの通貨の短期金利に応じて日々変動するため、市場金利の動向によっては、取引当初期待していたようなスワップポイントの享受が出来ない場合があります。また、スワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。

【強制決済のリスク】

為替レートの変動により、お客さまの証拠金率が当社の定めるロスカット基準を下回った場合、お客さまのご意思に関わらず、当社はお客さまに通知することなくお客さまのポジションの全てを、当社の提示する為替レートで、反対売買を行い決済します。また、お客さまが当社から請求された証拠金を所定の日時までに入金できなかった場合、当社は、当該取引所F×取引を決済する

ため、任意に、お客さまの計算において転売又は買戻しを行います。（お客さまが取引所F×取引に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。）この場合、その決済で生じた損失はお客さまの負担となります。

さらに、ロスカットにおいては、外国為替レートが大きく変動した場合、ロスカット基準から大きく乖離したレートで約定することがあり、差入れている証拠金額以上の損失が生じる可能性もあります。この場合も、その決済で生じた損失についてはお客さまが責任を負うこととなります。

【外国為替証拠金取引の性質とリスク】

当社が取扱う取引所外国為替証拠金取引では、売買締結の方法に投資家オークション方式を採用しておりますが、流動性を高めるため、併せてマーケットメイカー制度も採用しております。しかし、天変地異、戦争、政変あるいは各国為替政策・規制の変更、為替相場の激変等、相場状況によっては、連続的なレート提示が難しくなることがあり、その結果、お客さまのポジションを決済することや、新たにポジションを保有することが困難となるなど、意図したお取引ができないことがあり、損失が生じる可能性があります。

また、平常時においても流動性の低い通貨の取引を行う際には、希望する価格での取引ができないなどの不利益を被ることがあります。

さらに、外国為替証拠金取引および外国為替取引に関する税制および法令が制定または変更された場合、本取引がお客さまにとって現状より不利な取扱いとなる可能性があります。

お客さまが注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

【電子取引システム利用に関するリスク】

当社の外国為替証拠金取引はインターネットを利用した電子取引となるため、通信回線およびシステム機器に障害が発生した場合は、取引および金銭の支払や受取に際して支障をきたす可能性があります。お客さまが売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が出せない、意図した注文が約定しない、あるいは意図しない注文が約定する可能性があります。

ID、暗証番号等の情報が漏洩、窃盗され、第三者に悪用されることにより、お客さまに損害が発生することがあります。

以上

別紙

■委託手数料の額

1取引単位（以下1枚といいます）あたり片道147円（消費税込み）です。
月初からの累計約定枚数が当該月中（取引最終日を除く）に5,000枚に達すると、翌取引日から当該月最終取引日まで1取引単位（1枚）あたりの手数料は105円（消費税込み）となります（適用期間は月初からの累計約定枚数が5,000枚に達した日の属する月の最終取引日までです）。

■委託証拠金の徴収方法

当該売買があった日の取引終了後に、差入れていただいた証拠金から差し引きます。